

新湯沢火葬場整備事業に係る火葬炉設備
工事事業者選定プロポーザル評価基準

令和8年4月

湯沢雄勝広域市町村圏組合

1 総則

(1) 本書の位置づけ

「新湯沢火葬場整備事業に係る火葬炉設備工事事業者選定プロポーザル評価基準」（以下「選定基準」という。）は、新湯沢火葬場整備事業に係る火葬炉事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者、次点交渉権者を決定するための基準を示すものである。

(2) 審査体制

審査は、湯沢雄勝広域市町村圏組合（以下「当組合」という。）を構成する市町村職員等による「選定委員会」を設置して行う。

2 審査方法

(1) 審査方法

応募者から提出された参加資格に関する書類及び技術提案書等に対し、資格要件、技術提案への適合、価格、維持管理・運営等の提案内容について総合的に評価することにより審査する。

選定委員会は、本書に基づいて提案内容の審査を行い、最優秀提案及び次点を選定する。

当組合は、選定委員会の選定を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(2) 審査の手順

審査は、以下の手順で実施する。

① 第1次審査として応募資格の有無を確認する。（当組合が審査）

② 第2次審査として応募者からの提案内容を審査する。

●要求水準書等に適合しているか審査する。（当組合が審査）

●価格審査を行う。最低価格提案者を満点とし、他の提案価格については以下の計算式により評価する。（当組合が評価）

$$\text{点数} = \frac{\text{最低提案工事等価格} \div \text{提案工事等価格}}{\text{}} \times \text{配点}$$

小数点第三位を四捨五入し、少数第二位まで求める。

●技術提案書、プレゼンテーション内容等に基づき選定委員会による評価を実施する。

●提案内容は、「評価項目及び配点」に基づき、下表の採点基準により評価項目ごとに点数化する。各委員の平均点を評価点とする。なお、点数は小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求める。選定委員の合計評価点が高いものから順位付けを行う。

●合格基準点は、配点合計の50%で合格とする。

提案内容の評価における採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が 非常に優れている	配点×1.00
B	提案内容が やや優れている	配点×0.75
C	提案内容が 普通である	配点×0.50
D	提案内容が やや劣っている	配点×0.25
E	提案内容が 劣っている	配点×0.00